
中央会インターネット（Chiba-Web）会員規約

（目的）

第1条 本規約は、千葉県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が管理・運営するインターネット事業（以下「本事業」という。）への加入及び利用等に関して定めるものである。

（本事業のサービスの範囲）

第2条 本事業で利用できるサービスは、次のとおりとする。

（1）ホームページ・レンタルスペースサービス

（利用資格）

第3条 本事業を利用できる者は、次の各号に該当する者で中央会が適当と認めた者（以下「会員」という。）とする。

- （1）中小企業組合
- （2）中小企業組合の組合員
- （3）中央会が適当と認めた者

（利用申込）

第4条 本事業の利用を希望する者は、中央会所定の申込書により申し込み、会員として中央会の承認を受けるものとする。

（会員承認の取消）

第5条 中央会は、会員が次の各号の一つに該当すると判断した場合は、会員承認を取り消すものとする。

- （1）会員申込時に虚偽の申告をした場合
- （2）本事業の運営を故意に妨害した場合
- （3）公序良俗に反する情報を配信した場合
- （4）中央会が、会員として不適當と判断した場合

（ホームページからの削除）

第6条 中央会は次の各号に該当する場合には、会員に通知することなく、ホームページを削除することができるものとする。

- （1）前条の各号のいずれかに該当すると本会が判断した場合
- （2）会員が組合を解散した場合
- （3）会員を脱会した場合

(ユーザーID及びパスワード)

第7条 中央会は、会員に対して、本事業利用のためのユーザーID及びパスワードを発行する。

2 会員は、ユーザーID及びパスワードの管理及び使用について責任を持つものとする。

3 会員は、ユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡若しくは利用させたり名義変更等の行為を行ってはならない。

(ホームページの修正)

第8条 ホームページの修正に当たっては、次の条件による。

(1) 軽微な更新は、組合独自で修正することができるものとする。

(2) CGI (共通ゲートウェイインターフェース) は中央会の指定するカウンターを利用し、それ以外のものは組合のサーバー内に設置するか、一般のプロバイダーのサーバーにて行うものとする。

(3) 次の内容のものを修正しない。

法律及び公序良俗に反する内容

犯罪、誹謗中傷に結びつく内容

著作権等の権利侵害等の紛争に結びつく内容

(ホームページのデータサイズに関する事項)

第9条 組合と組合員のホームページのデータサイズの合計は10MB以下です。ただし、ご相談によりサイズを増やすことができるものとする。

(会員登録事項変更の届出)

第10条 会員は、第4条に規定する申込書記載事項に変更が生じた場合は、すみやかにその旨を中央会に届け出なければならない。

(利用負担金)

第11条 中央会は、会員に対して利用負担金を賦課することができる。

2 利用負担金は、中央会インターネット利用負担金等細則による。

(会員の義務)

第12条 会員は、本事業を利用するにあたり、次の行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反すると判断される情報等を公開する行為

(2) 他の会員のユーザーID及びパスワードを不正に使用する行為

(3) 他の会員あるいは第三者の著作権、その他の権利を侵害すると判断される行為

(4) 他の会員あるいは第三者の財産及びプライバシーを侵害すると判断される行為

(5) 他の会員あるいは第三者を誹謗し、又は中傷していると判断される行為

(6) 法令及び規約に違反、又は違反するおそれのある行為

(7) その他、本事業の利用に当たり不相当と判断される行為

(免 責)

第13条 中央会は、本事業のサービスの提供に関して、会員が本事業利用に関して被った損害あるいは会員が生じさせた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(退 会)

第14条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

(サービスの停止等)

第15条 中央会は、次の場合には、本事業の運用を停止、又は中断することができる。

(1) 天災等その他非常事態が発生し、サービスの提供ができなくなった場合

(2) その他、本事業の運用を停止、又は中断することがやむを得ない場合

2 本事業運用を停止、又は中断する場合、中央会は、会員にあらかじめ連絡するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

(運用時間)

第16条 本事業のサービス提供は原則として24時間とする。ただし、障害の復旧作業等やむを得ない場合はこの限りではない。

(秘密保持)

第17条 中央会は、本事業のサービス提供に関して知り得た会員の秘密情報は、第三者に漏洩しないものとする。

(規約の変更)

第18条 中央会は、会員の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

(雑則)

第19条 その他、この規約にないものは、別に定める事ができるものとする。

附 則 本規約は、平成12年8月1日から施行する。

改 正 平成18年10月2日

中央会インターネット(C h i b a - W e b)利用負担金等細則

1. 利用負担金

利用負担金は、当分の間無料とする。

2. 細則の変更

中央会は、会員の承諾を得ることなく、本細則を変更することができる。

様式 1

平成 年 月 日

中央会インターネット（Chiba-Web）加入申込書

千葉県中小企業団体中央会 様

申込者 住所
名称
代表者名

印

中央会インターネット（Chiba-Web）会員規約を承認の上、入会を申込みます。

連絡先電話番号	F A X 番号
連絡先担当者役職名及び氏名	事務局長
資本金(円)	
従業員数	
事業内容	
所属組合名	
使用する機器	
使用する O S	
使用プロバイダー	
E-mail アドレス	
希望 URL	http://www.chuokai-chiba.or.jp/ ****/ ****に入る 3 文字以上 8 文字以内の英数字(小文字)を記入ください
第 1 志望	
第 2 志望	
第 3 志望	

上記のうち 1 つを採用させていただきます。